

役員候補者選考委員会規程

第1条 〔目的〕

本規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という）定款第23条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条 〔定義〕

本規程において、役員とは、JHLの理事および監事を指すものとする。

第3条 〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) JHLに、役員候補者を選考するため、「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条3項に基づく発足時から第5条に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うため、「役員候補者選考委員会」の事務は事務局長が務める。但し、委員会が利益相反その他適切でないとするときは、事務局長に代わり委員会が別途指定する者が務める。
- (4) 委員会の適正運営の観点から、委員会にはJHLジェネラル・カウンセルが出席し、委員会運営に関し、必要に応じて意見を述べるものとする。

第4条 〔委員会〕

- (1) 委員会を構成する委員は、本条2項に基づき理事長が理事会に推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- (2) 委員会の委員は、次から選任する。
 - ① 理事
 - ② 監事
 - ③ 正社員
 - ④ 外部有識者
- (3) 理事会は役員の改選を行う定時社員総会の6か月前を目途に委員会を発足させる。
- (4) 委員は5名以上9名以内とし、以下のとおり構成する。
 - ① 定款24条第2項に定める業務執行理事と正社員の合計数が委員総数の過半数を超えてはならない。
 - ② 本条第2項に定める理事および監事の合計数は委員総数の3分の1以上とする。
- (5) 委員のうち正社員から選出される委員については、実行委員会での審議を経て理事会で決定する。
- (6) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員の互選により決定する。
- (7) 委員は再任を妨げない。

第5条 〔委員会の目的〕

- (1) 委員会は、役員の改選を行う定時社員総会に付議する議案を決定する理事会までに、委員会の決定により選出された理事長候補者及びその他の理事・監事候補者をそれぞれの理事会に答申する。なお、役員改選を行う定時社員総会以外で、理事、監事候補者を選任する場合は本規程の定めによらない。

第6条 〔委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

(5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

第7条 〔役員候補者選考基準〕

(1) 役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。

- ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という)および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という)に定める要件を満たしていること。
- ② JHL定款、日本ハンドボールリーグ規約およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件を満たしていること。
- ③ JHL設立趣旨およびJHL理念に対する深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。
- ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはハンドボールの分野において、専門的な知識や経験を有していること。
- ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと。
- ⑥ 遵法精神に富んでいること。
- ⑦ 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
- ⑧ 推薦対象者が公益財団法人日本ハンドボール協会(以下「協会」という)に属する者である場合は、上記各号に加え、協会の要職に就いていること。
- ⑨ 推薦対象者がJHL加盟チームに属するものである場合は、第1号から第7号までの内容に加え、原則、実行委員または運営会社取締役としてチームの運営に2年以上携わっており、これに精通していること。
- ⑩ 推薦対象者がJHL、協会、JHL加盟チームのいずれにも属しない者(いわゆる外部有識者)である場合には、第1号から第7号までの内容に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびハンドボールの発展のための建設的な意見をすることができ、当該意見を広く発信することができること。

(2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、役員候補者になることができない。なお、委員についても同様とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員(以下、単に「暴力団員」という)または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者あるいはその他の反社会的勢力に属する者
- ② 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - イ. 一般社団・財団法人法に違反したこと
 - ロ. 公益法人認定法の規定に違反したこと
 - ハ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の第2項の規定を除く。)に違反したこと
 - ニ. 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条または第247条の罪を犯したこと
 - ホ. 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条または第3条の罪を犯したこと
 - ヘ. 国税または地方税に関する法律中、偽りその他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の実行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

第8条 〔役員候補者の決定〕

- (1) 委員会は、最初に理事長候補者のみを決定し、理事会に答申する。
- (2) 前項に基づき答申した理事長候補者が理事会にて可決された上で社員総会に付議され、承認されたとき（以下「理事長予定者」という）は、委員会は、当該理事長予定者に対して、他の理事・監事候補者名簿を作成して委員会に提出するよう指示する。
- (3) 役員候補者名簿に記載できる候補者の人数は、委員会が決定し定款第22条第1項に定める理事および監事の定数の下限をいずれも下回らないものとする。
- (4) 役員候補者名簿に記載する理事候補者には、JHL加盟チームに属する者および外部有識者がそれぞれ理事候補者総数の概ね3割以上含まれているものとする。
- (5) 委員会は、第2項に基づき提出された役員候補者名簿に記載された各候補者について審議し、候補者を決定する。かかる場合、委員会は当該審議の際には、理事長予定者に対して委員会への出席を求め、適宜質疑応答することができる。
- (6) 前項にかかわらず、委員会は第2項に基づき提出された役員候補者名簿に記載されていない者を候補者として審議し、決定することができる。
- (7) 役員候補者の決定は、原則、全会一致で決する。ただし、全会一致が見られない場合は投票とし、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行い、同数の場合は議長の決するところによるものとする。
- (8) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第9条 〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録を作成し、出席委員への確認を経て委員長が記名押印または署名し、事務局に保管する。

第10条 〔改 廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条 〔施 行〕

本規程は、2022年12月21日から施行する。

[改 廃]

- ・ 2023年1月25日 第8条の一部を改定